

日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校学則

昭和33年4月1日制定	昭和59年4月6日改正	平成9年4月1日施行
昭和45年10月16日改正	昭和60年9月20日改正	平成18年1月20日改正
昭和49年1月18日改正	昭和61年9月19日改正	平成19年4月1日施行
昭和49年12月6日改正	平成元年10月27日改正	平成24年2月3日改正
昭和50年12月5日改正	平成3年9月6日改正	平成24年4月1日施行
昭和51年6月11日改正	平成4年7月3日改正	平成26年9月1日改正
昭和51年10月22日改正	平成6年7月1日改正	平成27年4月1日施行
昭和51年12月3日改正	平成6年11月4日改正	平成30年2月2日改正
昭和52年5月21日改正	平成7年1月13日改正	平成30年4月1日施行
昭和53年7月14日改正	平成7年7月7日改正	
昭和54年7月6日改正	平成9年1月17日改正	

第1章 総則

(名称)

第1条 本校の名称を、日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校とする。

(目的)

第2条 本校は、本大学の目的及び使命にもとづき、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第2条に規定する歯科衛生士を養成することを目的とする。

(位置)

第3条 本校の位置を、東京都千代田区神田駿河台一丁目8番地13に置く。

(課程・学科及び修業年限)

第4条 本校の課程は歯科衛生専門課程、学科は歯科衛生士学科とする。

2 本校の修業年限は昼間3年とし、在学年数は、6年を超えることができない。

(定員・学級数)

第5条 本校の学生定員は、各学年それぞれ40名とする。

2 学級は、各学年1学級とする。

(自己点検・評価)

第6条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 教育課程

(教育課程)

第7条 学科目の授業時間数の単位数への換算は、次の基準による。

- ① 講義科目については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - ② 実験・実習科目については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - ④ 臨地実習については、45時間の実習をもって1単位とする。
- 2 学科目及び各学年授業時間数並びに単位数は、次のとおりとする。

学 科 目	授 業 時間数	単位数	第1学年		第2学年		第3学年		
			授 業 時間数	単位数	授 業 時間数	単位数	授 業 時間数	単位数	
基礎分野	基礎科学Ⅰ	30	2	30	2				
	基礎科学Ⅱ	30	2	30	2				
	医療人間科学Ⅰ	30	2	30	2				
	医療人間科学Ⅱ	30	2	30	2				
	Medical English	60	2	60	2				
専門基礎分野	人体の構造と機能Ⅰ	45	3	45	3				
	人体の構造と機能Ⅱ	30	2	30	2				
	歯・口腔の構造と機能Ⅰ	30	2	30	2				
	歯・口腔の構造と機能Ⅱ	15	1	15	1				
	口腔疾患の成立	30	2	30	2				
	疾病の成立Ⅰ	30	2	30	2				
	疾病の成立Ⅱ	30	2	30	2				
	疾病の回復Ⅰ	30	2	30	2				
	疾病の回復・健康増進	45	3	45	3				
	環境保健学	15	1	15	1				
	口腔保健学	30	2	30	2				
	地域保健学総論・各論	30	2			30	2		
	社会保障論	30	2			15	1	15	1
臨床歯科学Ⅰ	歯科衛生士論	30	2	15	1			15	1
	歯科医療論	30	2	15	1	15	1		
	臨床歯科学Ⅰ	45	3	30	2	15	1		

	臨床歯科学Ⅱ	30	2			30	2		
	臨床歯科学Ⅲ	30	2			30	2		
	臨床歯科学Ⅳ	30	2			30	2		
	臨床歯科学Ⅴ	30	2			30	2		
	歯科保健予防技術論	90	3	60	2	30	1		
	母子歯科保健論Ⅰ	60	2			60	2		
	成人歯科保健論Ⅰ	60	2	30	1	30	1		
専門分野	高齢者歯科保健論Ⅰ	30	1					30	1
	歯科保健支援論	60	3	45	2	15	1		
	教育方法論	15	1			15	1		
	母子歯科保健論Ⅱ	60	2			60	2		
	成人歯科保健論Ⅱ	30	1			30	1		
	高齢者歯科保健論Ⅱ	30	1			30	1		
	歯科補助技術論	105	4	75	3	30	1		
	看護保健論	15	1			15	1		
	母子歯科保健論Ⅲ	30	1			30	1		
	成人歯科保健論Ⅲ	30	1			30	1		
	高齢者援助論	60	2			30	1	30	1
	障害者歯科保健論	20	1			20	1		
	臨床実習	900	20			360	8	540	12
	地域保健実習	90	2					90	2
選択必修分野	医療情報リテラシー	30	1	30	1				
	隣接医学Ⅰ	20	1			20	1		
	隣接医学Ⅱ	20	1			20	1		
	総合口腔保健学演習	60	2					60	2
	特別研究	120	4					120	4
合計	2,730	108	810	45	1,020	39	900	24	

A
〔日本大学

3 授業時間は、午前9時から午後5時までとする。

第3章 教職員組織及び教員会

(教職員)

第8条 本校に、次の教職員を置く。

- ① 校長 1名 (ほかに副校長1名を置くことができる。)
- ② 教務主任 1名
- ③ 専任教員 4名以上 (うち教務副主任1名を置くことができる。)
- ④ 講師 30名以上

令
二
二

⑤ 校 医 1名

⑥ 事務職員 1名以上

2 校長は、校務を処理し、所属教職員を監督する。

(教員会及び審議事項)

第9条 本校に教員会を置き、校長・副校長・教務主任及び専任教員をもって組織する。ただし、校長が必要と認めたときは、その他の歯学部教職員を出席させることができる。

2 教員会は、校長が招集してその議長となり次の事項を審議する。

① 学籍の異動（入学・休学・復学・退学・除籍・進級・卒業等）に関すること。

② 教務に関すること。

③ 厚生・補導に関すること。

④ 学則の改廃に関すること。

⑤ その他教育に必要なこと。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学期は、次のとおりとする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 日本大学創立記念日（10月4日）

④ 春季休業 3月25日から3月31日まで

⑤ 夏季休業 7月21日から8月31日まで

⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつど定める。

第5章 入学・休学及び退学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子で、本校の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者
- ③ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(出願手続)

第15条 入学志願者は、次の書類に入学検定料を添え、指定された期日までに提出しなければならない。

- ① 所定の入学願書
- ② 出身高等学校長の調査書又は資格試験合格成績証明書

(入学試験)

第16条 入学志願者に対しては、筆記試験及び面接を行う。

(入学手続)

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

(保証人)

第18条 保証人は、独立した生計を営む成年人であり、在学中の学生の身上に係る一切の事柄について、その責任を負うことができる者とする。

2 保証人が適当でないときと認められるときは、変更させることがある。

(改姓名・住所変更等)

第19条 学生及び保証人が転籍・転居又は氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、7日以内に届け出なければならない。

(欠席)

第20条 学生が病気その他の事故により欠席した場合は、その事由を明記して保証人連署の上5日以内に届け出なければならない。

2 疾病による欠席が7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を添えなければならない

い。

(休学)

第21条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上出席できない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で所属の校長に願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

2 休学期間は、当該学年の終わりまでとし、なお、休学を要する者は、許可を得て更に1年以内の休学ができる。

3 休学期間は、修業年限に算入しない。

(復学)

第22条 休学者が復学する場合は、学年の始めとし、保証人連署の復学願を提出して許可を受けなければならない。休学の事由が疾病による場合は、医師の復学可能の証明書を添えなければならない。

(退学)

第23条 病気その他やむを得ない事由のため、退学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、所属の校長に退学届を提出して、許可を受けなければならない。

(再入学)

第24条 正当な理由で退学したものが、再入学を希望したときは、選考の上許可することができる。

2 再入学に関する規定は、別に定める。

(除籍)

第25条 故なくして3か月以上学費の納付を怠った者は、これを除籍することができる。

2 故なくして欠席が長期にわたる者は、これを除籍することができる。

第6章 試験・進級・卒業及び称号の授与

(試験)

第26条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には定期試験・追試験・再試験及び卒業試験等がある。定期試験は学期末又は学年末に行う。追試験は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受

けることのできなかった者のために行い、再試験は、定期試験の成績評価が59点以下の者について行う。

(受験資格)

第27条 試験を受けるためには、次の条件を備えなければならない。

- ① 当該学年の実施総授業時間の3分の2以上に出席すること。
- ② 所定の実習を完了すること。

(成績評価)

第28条 学業成績の判定は、優・良・可及び不可の4種をもってこれを表し、優は80点以上、良は70点以上79点以下、可は60点以上69点以下、不可は59点以下とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(進級)

第29条 第7条に定める各学年の学科目を履修し、試験に合格した者には、進級を認める。

- 2 各学科目及び実習に係る出席時間数が第7条に定める時間数に満たない者については、必要な補習を行った上、進級を認める。

(卒業)

第30条 第4条第2項に定める修業年限以上在学し、所定の課程を修了した者には卒業を認める。

- 2 各学科目及び実習に係る出席時間数が第7条に定める時間数に満たない者については、必要な補習を行った上、卒業を認める。
- 3 卒業を認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第31条 前条により、歯科衛生専門課程歯科衛生士学科を修了した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

第7章 入学検定料及び学費

(入学検定料及び学費)

第32条 授業料等は、次のとおりとし、所定の期限までに納入しなければならない。

入学検定料	20,000円
入学金	250,000円(入学手続時)
授業料	700,000円(2回に分納)

実 習 料 50,000円（2回に分納）

施設設備資金 50,000円（2回に分納）

- 2 休学した学生に対する学費については、別に定める。
- 3 証明手数料等については、別に定める。

（納入金の不還付）

第33条 既納の学費は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、入学手続き時及び休学時納入金の取扱いについては、別に定める。

第8章 賞罰

（表彰）

第34条 人物及び学業成績優秀な者には、授賞することがある。

（懲戒）

第35条 学生が本校の規則・命令に背き若しくは学校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にその情状によって懲戒を行うことがある。

- 2 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなくて出席常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 服装

（服装）

第36条 服装は、本校の学生としてふさわしいものを着用すること。

- 2 実習室及び病院内においては、実習着を着用しなければならない。

第10章 健康診断

（健康診断）

第37条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第32条の規定にかかわらず、平成18年4月1日以前に入学した者の学費については次のとおりとする。

入 学 金 250,000円（入学手続き時）

授 業 料 600,000円（2回に分納）